

第 5814 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダースクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 10月 12日 木曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇩ 離婚により養育費を受け取る場合

**Q** : 夫と離婚することとなり、子供の養育費として500万円受け取ることとなりましたが、この受け取る養育費に対して贈与税は課税されますか？

**A** : 一括して受け取った養育費は原則として贈与税が課税されますが、金銭信託契約を締結して、毎月一定額の均等割給付を受けるなどの方法を取った場合は、贈与税が課税されないとされています。

### 【解説】

財産を贈与した場合、通常は贈与を受けた者に対して贈与税が課されますが、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにする贈与で通常必要と認められる範囲内のもは非課税とされています。

この場合、どこまでが扶養義務履行の範囲となるか難しいところですが、相続税法においては、その者が通常の日常生活を営むのに必要な費用で諸事情を勘案しても社会通念上適当と認められる範囲内のもを、必要な都度直接これらの費用に充てるために支給されたものであれば課税されないとされています。

一方、養育費の支払は通常長期間にわたり毎月確実に履行されることが難しいことから、一括して支払を受けることも多くあります。この場合は上記の要件を満たしませんから、原則として贈与税が課税されることとなりますが、一括して受け取った養育費について金銭信託契約を締結し、毎月一定額の均等割給付を受けるなど、一定の要件を満たせば贈与税が課税されないとされています。

